

山梨県公報

号外第四十三号

平成二十八年

六月三十日

木曜日

目次

規則

- 山梨県税条例施行規則及び山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十三号

山梨県税条例施行規則及び山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県税条例施行規則及び山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県税条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十九号様式及び第二十二号様式中「個人番号(法人番号)」を「法人番号」に改める。

第四十九号様式中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

第七十三号様式、第七十八号様式及び第九十三号様式の中「個人番号(法人番号)」を「法人番号」に改める。

第四百四十四号様式、第四百四十九号様式、第五百十号様式及び第五百五十二号様式中「個人番号(法人)にあつては、法人番号)」を「法人番号」に改める。

(山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和四十五年

山梨県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式中「2 別表1については、同表に記載すべき事項を記載した書類をもつて同表に代えることができる。」や「2 別表1については、同表に記載すべき事項を記載した書類をもつて同表に代えることができる。」を「2 別表1については、同表に記載すべき事項を記載した書類をもつて同表に代えることができる。3 個人事業税のみの課税免除申請については、個人番号の記載は要しない。」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第三十四号

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県旅館業法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(衛生措置の基準の特例)

第六条 条例第五条第二項の規定により、次の各号に掲げる営業の施設については、同条第一項に規定する基準にかかわらず、当該各号の基準によることができる。

一 季節的に利用されるもの(次号に掲げるものを除く。)

イ 条例第五条第一項第四号イについては、客室の有効面積一・六平方メートル以上について一人とする。

ロ 条例第五条第一項第七号ロについては、敷布、布団襟、枕覆い及び浴衣は、必要に応じ洗濯をすること。

二 季節的に利用される施設において特定の季節に限り営業するもの

イ 条例第五条第一項第四号イ及びロについては、客室の有効面積一・六平方メートル以上について一人とする。

ロ 条例第五条第一項第七号ロについては、敷布、布団襟、枕覆い及び浴衣は、必

要に応じ洗濯をすること。

三 交通が著しく不便な地域にあるもの（次号に掲げるものを除く。） 条例第五条第

一項第二号イ及びロについては、三十ルツクス以上とする。

四 交通が著しく不便な地域にあるものであつて、利用度が低いと知事が認めるもの

イ 条例第五条第一項第二号イ及びロについては、三十ルツクス以上とする。

ロ 条例第五条第一項第四号ロについては、客室の有効面積一・六平方メートル以上について一人とする。

五 修学旅行等の団体を宿泊させるもの 条例第五条第一項第四号イについては、客室の有効面積一・六平方メートル以上について一人とする。

六 体育会、博覧会その他これらに類する催しのために一時的に営業するもの 条例第五条第一項第四号ロについては、客室の有効面積一・六平方メートル以上について一人とする。

七 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第一条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る営業の施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営むもの 条例第五条第一項第四号ロについては、客室の有効面積一・六平方メートル以上について一人とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。